

平成26年4月23日

各 位

会 社 名 株式会社西武ホールディングス
代 表 者 取締役社長 後 藤 高 志
(コード番号 : 9024 東証一部)
問合せ先 執行役員広報部長 西 山 隆一郎
(TEL. 04-2926-2645)

「株式給付信託(従業員持株会処分型)」の導入(詳細)に関するお知らせ

当社は、平成26年3月19日開催の取締役会において、従業員の福利厚生増進および当社の企業価値向上にかかるインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議いたしました旨同日お知らせいたしましたが、当該取締役会決議による委任に基づきその詳細を決定し、本制度を導入しておりますので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社は、平成26年3月19日、当社普通株式の東京証券取引所への上場のご承認をいただき、当社株式は、本日、東京証券取引所市場第一部に上場(以下、「本上場」といいます。)されました。当社は、本上場を踏まえ、従業員と一体となって企業価値と株式価値の向上に邁進するためのインセンティブ・プランとして本制度を導入いたしました。

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給することおよび信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の実現や、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上をはかることを目的としています。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度であるESOP(Employee Stock Ownership Plan)および平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」などを参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

2. 本制度の概要

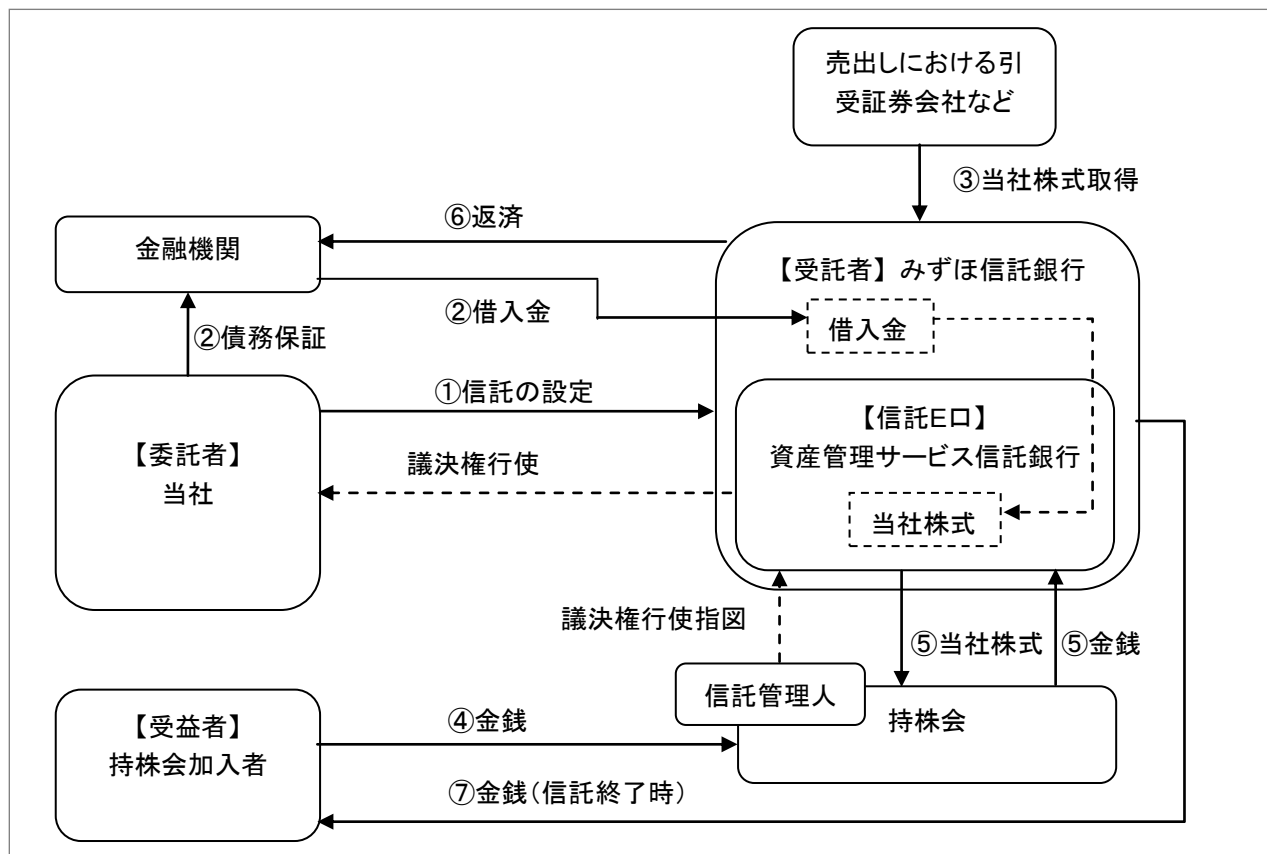
本制度は、「西武ホールディングス社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度の実施にともない、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社(以下、「受託者」といいます。)を受託者とする「株式給付信託(従業員持株会処分型)契約書」(以下、かかる契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を締結いたしました。また、受託者は、資産管理サービス信託銀行株式会社(以下、「信託E口」といいます。)を再信託受託者として当社株式などの本信託の信託財産を再信託する契約を締結しております。

信託E口は、今後5年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を取得し(なお、かかる当社株式の一部については、下記5.に記載のとおり取得しております。)、今後、定期的に持株会に対して売却していきます。信託終了時まで、信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株

会加入者に分配します。また、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者がおこなう借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株式の株価の下落により株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当該残債を弁済することとなります。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、受託者に金銭を拠出し、他益信託を設定しました。
- ② 受託者は、金融機関から株式取得代金の借入をおこないました。当社は、金融機関に対して債務保証をおこないました。
- ③ 受託者は、借り入れた資金を信託E口に再信託し、信託E口は当該資金をもって当社株式を証券会社や市場から取得します。なお、かかる当社株式の一部については、証券会社から取得しました。
- ④ 持株会加入者は、奨励金とあわせて持株会に金銭を拠出します。
- ⑤ 持株会は、毎月従業員から拠出された買付代金をもって、信託E口から時価で当社株式を購入します。
- ⑥ 受託者は、信託E口の持株会への株式売却代金をもって借入金の元本を返済し、信託E口が当社から受領する配当金などをもって借入金の利息を支払います。
- ⑦ 本信託は信託期間の終了や当社株式がすべて売却されたことなどを理由に終了します。受託者は、信託終了時には残余株式を処分し、借入金を完済したのち、なお剰余金が存在する場合には持株会加入者に分配します。

なお、信託終了時に、受託者が信託財産をもって借入金を返済できなくなった場合、当社が保証債務を履行することで、借入金を返済します。

4. 本信託の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 信託の目的 | 持株会に対する当社株式の安定的な供給および信託財産の管理により得た収益の受益者への給付 |
| (2) 委 託 者 | 当社 |
| (3) 受 託 者 | みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| (4) 受 益 者 | 受益者適格要件を充足する持株会加入者 |
| (5) 信託設定日 | 平成26年4月7日 |
| (6) 信託の期間 | 平成26年4月7日～平成31年4月10日（予定） |

5. 信託E口による証券会社からの当社株式の取得内容

- | | |
|-------------|--|
| (1) 取得した株式 | 当社の普通株式 |
| (2) 取得価額の総額 | 1,857 百万円 |
| (3) 株式取得時期 | 平成26年4月23日 |
| (4) 株式取得方法 | 本上場に際して当社の株主が実施した当社株式の売出しにかかる引受証券会社からの買付け（親引け） |

なお、信託E口は、今後、取得価額855百万円を限度に当社株式を市場から取得いたします。

以 上